

社員がコロナの濃厚接触者又は陽性等になったときの対応

社会保険労務士法人 人事サポート

1. 社員がコロナの濃厚接触者等になったときの企業の対応

(1) 社員に風邪の諸症状（発熱、息切れ、咳、のどの痛み、頭痛、筋肉痛、下痢等）がみられるとき

出社を控え、かかりつけ医に電話をして相談すること。又はお住いの市役所のホームページには、電話で相談できる「受診・相談センター」の電話番号が記載されていますから、確認して電話してください。

また、検査医療機関一覧より、最寄りの病院に電話して、受診・検査等を行うこと。

参考①：茨城県内の検査医療機関一覧（郡市医師会別） R4. 1. 19 時点

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/documents/220119_syousaiban.pdf

発熱・有症状が有る者について、検査を受けていない者の職場復帰の目安

日本産業衛生学会のマニュアルによれば、次の通り。

⇒できる限り医療機関を受診し、新型コロナウイルスの検査を受けるように勧める。その結果に基づいて医師のアドバイスを受けること。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

○発症後に少なくとも8日が経過している。

○解熱後に少なくとも72時間が経過しており解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用して、発熱以外の咳・倦怠感・呼吸苦などの症状が改善傾向である。

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。

それができない場合には、事業場の責任のもとに、以下の対応を取ることもやむを得ない。

○発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過し、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していな状態を確認して復帰させる。

※医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。

※職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行うこと。

<所長コメント>

結局のところ、PCR検査をしないときは、丸3日休ませた上での職場復帰となるので、会社にとっては結構な痛手ですね。やはり早期の検査が肝心です。

(2) 社員が陽性となったと

保健所の指示の下、入院、療養施設又は自宅療養となります。

陽性者の職場復帰にPCR検査は必要か？

⇒発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合は不要です。

理由：コロナウイルスは、発症前や症状が出始めた直後までに最も強い感染力を持ちますが、発熱や咳などの症状が出現した後は、急速に感染力を失うという特徴があるそうです。

驚くことに、新型コロナウイルスは感染したことに気づいていない元気な患者ほど人に感染させてしまう力が強いウイルスで、咳をしたり検査で診断がされたりした患者は、実はもうあまり人に感染させる力はない状態なのだそうです。

これがインフルエンザウイルスのように発熱後に感染力を持つ一般的な季節性ウイルスと大きく違う点で、症状が出る前の感染患者が活発に活動する中でコロナウイルスを気づかず人に広めてしまう理由です。

(3) 社員が濃厚接触者になったとき

保健所の指示により、接触した日の翌日から10日間（以前は14日間）の行動自粛となり、出社は控えることになります。

※厳密には、オミクロン株の濃厚接触者及びその地域の70%以上がオミクロン株のときは、10日間の自粛期間となります。

① 濃厚接触者とは

陽性となった方の発症日より2日前以降（無症状の方は検体採取日より2日前以降）から療養終了日までは、感染可能期間といい、周囲の方に感染させた可能性がある期間となります。

この期間に接触した方のうち、次の範囲に該当する方は濃厚接触者となります。

イ) 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人

ロ) 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人

ハ) 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人

ニ) その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」より）

濃厚接触者の方は、患者と最後に接触があった日（最終接触日）の翌日から10日間は、発症する可能性があります。不要不急の外出は自粛し、健康観察をお願いします。

例) 患者の感染可能期間の最終接触日が1月11日の場合 → 健康観察終了日は1月21日になります。22日から出社可能です。

② 保健所の対応

濃厚接触者になると、保健所から電話があり、濃厚接触者になった旨及びPCR検査の予約をしてくれます。PCR検査の結果（陰性・陽性）の連絡も、検査等した病院からではなく、保健所から電話がかかってきます。陰性であれば、10日間の行動自粛となります。

陽性であれば、保健所の指示の下、入院、療養施設又は自宅療養となります。

③ 茨城県発表 1月19日から保健所の業務の困った一部変更

新型コロナウイルスの感染が急拡大するなか、茨城県は、保健所の業務がひっ迫しているとして濃厚接触者の調査の対象を縮小し感染した人の健康管理に重点を移すことを決めました。

県内各地の保健所は、感染した人の健康状態の確認に加え、感染経路を詳しく調べたり、濃厚接触者を特定したりする「積極的疫学調査」を行っていますが、業務がひっ迫しているということです。

こうした状況を受けて、県は「積極的疫学調査」の対象を縮小することを決めました。

これまでは、感染した人から行動歴を聞いて職場や学校、それに会食した人のなかに濃厚接触者がいないか確認していましたが、これらを取りやめ調査の対象を感染した人の同居の家族のみに絞込むということです。

県は、この方針を県内すべての保健所に伝えていて、19日から適用されます。

茨城県は、「保健所には感染した人の健康管理に力を入れてもらい、状況にあった対応を迅速に行って重症化を防いでいくことを優先したい」と話しています。

<所長コメント>

これって家族以外は、濃厚接触者になっても特定されなくなるので、ちょっとまずいですよね。特に仕事で外部の人と接触している方は、相手が陽性になったときに連絡がなくなるので、感染拡大に拍車がかかりそうですね。気が付いたら社内でクラスターが発生する可能性が高くなりそうです。

(4) 感染不安を感じる方へのPCR等無料検査のご案内

茨城県では、オミクロン株の市中感染が発生したことを受け、1月4日（火）より、感染不安を感じる方に対して、薬局等にて無料でPCR検査等を受けられるようになっていきます。1月31日までですが、恐らく延長されると思われます。

※濃厚接触者となった方については、無料検査の対象外です。保健所の手はずで、PCR検査を受けることができるからです。

参考②：感染不安を感じる方へのPCR等無料検査のご案内について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/yobo/muryokensa.html>

参考③：無料検査が受けられる場所、薬局等を中心として、県内230箇所以上で検査が可能です。

http://www.ipa.or.jp/info/2021/info_2021_cov19_vaccine_package_shisetsu.pdf

<所長コメント>

検査希望者が殺到しているので、結果が出るのに数日かかるようになっているらしいです。これだけ感染者が増えていけば仕方がないことですね。

2. 給与の支払いと各種助成金について

(1) 社員に風邪の諸症状（発熱、息切れ、咳、のどの痛み、頭痛、筋肉痛、下痢等）がみられ、会社を休んだとき（本人が元気で働ける状態のとき）

- ① 本人から自主的に休む旨の連絡があるときは、年次有給休暇の取得又は欠勤となります
- ② 本人は自主的に休む気がなく、会社から休むように指示したときは、会社都合による休業となるので、平均賃金の6割の休業手当の支払いが必要となります。話し合ってから年次有給休暇の取得ということはありません

(2) 社員が陽性となったと

労務不能4日目から傷病手当金の受給が可能です。標準報酬日額の66.6%の給付となります。労務不能の証明は、保健所がしてくれるときもあるし、診療した医師がしてくれることがあります。

会社内で、明らかに感染したときは、労災申請が可能です。労災のときは、労務不能4日目から平均賃金の80%の給付が可能です。また、最初の3日間は会社が休業補償をする必要があります。

なお、会社内で感染した場合、1人目は労災と認められない可能性がありますからご注意ください。労務不能の証明は、保健所がしてくれます。

(3) 社員が濃厚接触者になったとき

年次有給休暇の取得又は欠勤となります。

会社が雇用調整助成金を受給しているときは、社員に休業手当を支給し、会社は雇用調整助成金を受給することができます。

新型コロナウイルスにより売上等の減少がないため、会社が雇用調整助成金を受給できないとき、かつ、会社として休業手当を支払うのが困難であるときは、会社が証明することにより「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を社員自身が利用することができます。休業した期間の8割の給付を社員自身が受けることができます。令和4年3月31日まで。

参考④：「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000870758.pdf>

(4) 感染不安を感じる方が、PCR等無料検査のために休んだとき又は早退したとき

年次有給休暇の取得又は欠勤となります。

(5) 子どもの学校が休校になり面倒を見るために会社を休んだとき

年次有給休暇の取得又は欠勤となります。

年次有給休暇とは異なる特別休暇等を創設して給与を満額支給すると、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金を会社は、受給することができます。

<新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金>

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。令和4年3月31日まで。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

参考⑤：新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

3. その他、参考となる資料

参考⑥：新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）令和3年11月22日時点版

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

参考⑦：「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」の公開

<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=444>